

問11 いわゆる次々販売の事例において、新たに締結する消費者契約と既に締結されている消費者契約の目的となるものが同種であるかどうかは、どのように判断されるのですか。

(答)

1. 消費者契約の目的となるものが同種であるかどうかは、事業者の設定した区分によるのではなく、消費者契約の目的となるものの種類、性質、用途等に照らして、別の種類のものとして並行して給付を受けることが、通常行われているかどうかによって判断されるものと考えられます。
2. 例えば、ネックレスとブレスレットは、いずれも身を飾るための装身具であり、具体的な種類、性質、用途等に照らしての判断とはなるものの、通常は同種であると判断されるものと考えられます。
3. また、消費者契約の目的となるものが同種であるかどうかの判断は、消費者契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超えるかどうかの判断^(注)と同様に、一般的・平均的な消費者を基準として、社会通念を基に規範的に行われることとなります。

(注) 当該消費者にとっての通常の分量等については、①消費者契約の目的となるものの内容及び②取引条件、並びに③事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及び④これについての当該消費者の認識を総合的に考慮した上で、一般的・平均的な消費者を基準として、社会通念を基に規範的に判断されます。また、当該消費者契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超えるかどうかについては、上述の①～④の要素を考慮した上で、一般的・平均的な消費者を基準として社会通念を基に規範的に判断されます。